

三次市東光保育所整備基本構想

令和4年4月 三次市子育て支援部

1. 三次市の教育・保育環境について

- ・本市では、「第2期三次市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保健・福祉・教育など、多様な分野にわたる取組を実施しています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、令和42（2060）年の本市の人口は28,870人で、平成27（2015）年の約50%にまで落ち込み、年少人口（15歳未満）は、平成27（2015）年と比較し約60%が減少すると推計されており、就学前児童数も減少傾向にあります。
- ・就学前児童数は減少していますが、共働き世帯の増加等により、3歳未満児の保育需要が高まっており、公立保育所の入所児童数はおおむね横ばい（微減）となっています。
- ・また、毎年度中途からは、入所待ち児童（主には0歳児・1歳児）が生じています。
- ・市街地の保育所に入所希望が集中し、周辺地域では毎年定員を下回るなど、地域間の保育需要のばらつきが大きく、一部地域では年齢別保育による集団保育が実施できない状況にあります。
- ・こうした状況の中で、仕事と子育ての両立を進める上で特に重要となる、就学前の教育・保育については、3歳未満児保育の拡充に加え、全保育所の入所児童を対象とした土曜日午後保育の実施、保育所規模適正化を通じた保育士一人あたりの児童数の平準化など、教育・保育サービスの充実に努めてきました。

2. 解決すべき課題

(1) 公立保育所の老朽化への対応（計画的な再整備・維持管理）

- ・ 旧耐震基準（昭和 56（1981）年 6 月着工以前の建物）の建物で耐震性のないものは，補強工事及び建替えを実施しており，すべての公立保育所で耐震性能を満たしていますが，建築経過年数が 30 年以上の施設が 10 施設あり，老朽化が進行しています。

保育所名	建設年月	築年数	延床面積	構造	定員	建設年月
東光	S 51(1976). 12	45年	985. 30㎡	R C造2階建	150人	S51. 12. 25
河内	S 54(1979). 3	42年	397. 00㎡	R C造平屋建	20人	S54. 3. 31
川地	S 55(1980). 3	41年	794. 30㎡	R C造2階建	45人	S55. 3. 31
粟屋	S 56(1981). 3	40年	411. 65㎡	R C造2階建	55人	S56. 3. 25
和田	S 57(1982). 2	40年	600. 00㎡	R C造2階建	80人	S57. 2. 28
田幸	S 61(1986). 3	35年	349. 56㎡	R C造平屋建	45人	S61. 3. 24
布野	S 61(1986). 3	35年	557. 20㎡	R C造平屋建	60人	S61. 3. 25
十日市	S 62(1987). 2	35年	1, 055. 06㎡	R C造2階建	170人	S62. 2. 28
愛光	S 63(1988). 3	33年	877. 24㎡	R C造2階建	110人	S63. 3. 31
みわ	H3(1991). 3	30年	1, 125. 72㎡	木造平屋建	120人	H3. 3. 31
川西	H6(1994). 2	28年	367. 74㎡	R C造平屋建	45人	H6. 2. 28
敷地	H7(1995). 3	27年	306. 57㎡	木造平屋建	30人	H7. 3. 1
三良坂	H7(1995). 3	27年	2, 041. 82㎡	R C造平屋建	120人	H7. 3. 1
君田	H8(1996). 2	26年	740. 04㎡	木造平屋建	60人	H8. 2. 28
さくぎ	H9(1997). 3	25年	952. 82㎡	木造平屋建	60人	H9. 3. 1
吉舎	H11(1999). 2	23年	771. 65㎡	木造平屋建	90人	H11. 2. 1
こうぬ	H16(2004). 3	17年	1, 229. 84㎡	鉄骨造平屋建	100人	H16. 3. 31
酒屋	H22(2010). 3	11年	1, 671. 83㎡	R C造平屋建	140人	H22. 3. 20
神杉	H30(2018). 3	3年	1, 473. 17㎡	鉄骨造平屋建	84人	H30. 3. 16

(2) 3歳未満児保育ニーズへの対応（待機児童の解消）

- ・ 人口推計では、今後保育所の利用者が減少することが見込まれることから、将来的には公立保育所の再編が必要だと考えられます。
- ・ 公立保育所での3歳未満児保育の拡充、小規模保育事業への新規参入などにより、3歳未満児保育の受け皿は充実してきています。
- ・ 一方で、新たな保育需要の高まりや保育士不足の影響から、0歳児・1歳児を中心に年度中途から入所待ち児童が生じています。
- ・ 施設整備に加え、保育士の働きやすい環境づくりや保育士確保の取組を通じて、待機児童の解消に取り組む必要があります。

(3) 保育の質の維持・向上

- ・ 私立施設や小学校と連携・協力し、市全体の保育の質の維持・向上に努め、より質の高い教育・保育を提供していくことが求められています。
- ・ 研修機会の充実や職員の専門性の向上に努め、やりがいのある保育を実践できる環境づくりに取り組む必要があります。

(4) 多様化する保育ニーズへの対応，子育て支援の充実

- ・ これまで本市では、延長保育，一時預かり保育，土曜日午後保育及び休日保育，病児・病後児保育など，多様化するニーズに応え，様々な事業を実施してきています。今後も多様なニーズに対応できるサービスを提供していくことが必要です。
- ・ また，子育て家庭が孤立しないよう，身近な場所で，適切な支援を受けられる体制を整備することが求められています。

3. 公立保育所が果たすべき役割

- ・ 三次市全体の保育の質の向上，幼保小連携における指導的・中核的役割
- ・ 障害や発達上の課題を有する子ども，家庭支援が必要な世帯の子どもなど，私立保育施設での受入れが困難な子どもの保育の受け皿としての役割
- ・ 地域の子育て支援や関係機関の連携促進を図る役割
- ・ 教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

4. 公立保育所の施設整備に関する基本的な考え方

(1) 施設整備（更新）の基本的な考え方

「三次市公共施設等総合管理計画 個別施設計画」を踏まえ、公立保育所の施設整備（更新）の基本的な考え方を次のとおりとします。

- 今後概ね 30 年程度，十分な児童数が見込まれる場合には，現在地での建替えを基本とし，施設の整備を行います。
- 各保育所の入所児童数が，第 2 期三次市立保育所規模適正化基本方針の規模適正化の基準を下回る場合は，休所・廃所を検討します。

(2) 令和 4 年度以降の施設整備（予定）

前述の点を考慮し、公立保育所の中で建築年次が最も古く、施設・設備の老朽化が著しい「東光保育所」について、令和 4 年度から現在地での建替えに着手します。

また、「栗屋保育所」「和田保育所」「十日市保育所」「愛光保育所」「吉舎保育所」の 5 施設については、令和 7 年度までの間に、順次「あり方検討」を行います。

施設のあり方及び施設整備については、原則、建築年次が古い順に検討を行いますが、入所児童数の推移や財政状況等を総合的に勘案して行うため、着手順位を変更する場合があります。

5. 三次市東光保育所の施設整備について

(1) 東光保育所の現況

- ・ 昭和 51 年 12 月建設（築 45 年）
- ・ R C 造 2 階建（延床面積 985.30 m²，敷地面積 4,355.74 m²）
- ・ 施設定員 150 人（R4.3.1 時点の入所児童数 123 人）
- ・ 非線引き都市計画区域，洪水浸水想定区域（想定最大規模・浸水深 1～2m）

(2) 建設地と主な施設

前記 4（2）のとおり，現在地での建替えを行うこととし，施設定員に応じた園舎，園庭，駐車場（20 台）を確保します。

敷地内での施設の配置，仮設園舎の要否等については，災害リスクの分析や法規制への対応等とあわせて，プロポーザルによる提案を受ける予定です。

(3) 施設整備の方向性

<安全，安心な施設>

- ・ 安全で災害に強い施設
- ・ 木や自然素材を用いて利用者が安心して過ごすことができる，やすらぎとぬくもりのある施設
- ・ バリアフリー化
- ・ 換気が行いやすい
- ・ 設置基準より余裕を持った面積を確保

<子どもたちの主体的な育ちを支える施設>

- ・ 子どもたちが豊かな心と健やかな体を育てることができる施設
- ・ 好奇心を抱くような環境，多様性や選択性に富んだ環境
- ・ 発達に支援の必要な子どもの受け入れが可能な施設
- ・ 一日を通じて子ども・職員が快適に過ごすことができる施設

<多様な保育ニーズに対応した施設>

- ・ 保護者に寄り添った支援が可能な施設
- ・ 一時預かり保育・休日保育が実施できる施設
- ・ 保護者が子どもをスムーズに送迎できる配置・施設

<保育士、調理員が働きやすい施設>

- ・ 機能的な動線の確保、使いやすい収納など、質の高い保育が実践できる環境

<持続可能な社会の実現に貢献する施設>

- ・ 自然との共生を考慮した施設
- ・ エネルギー消費量、維持管理コストが抑制できる施設

<地域に開かれた保育所>

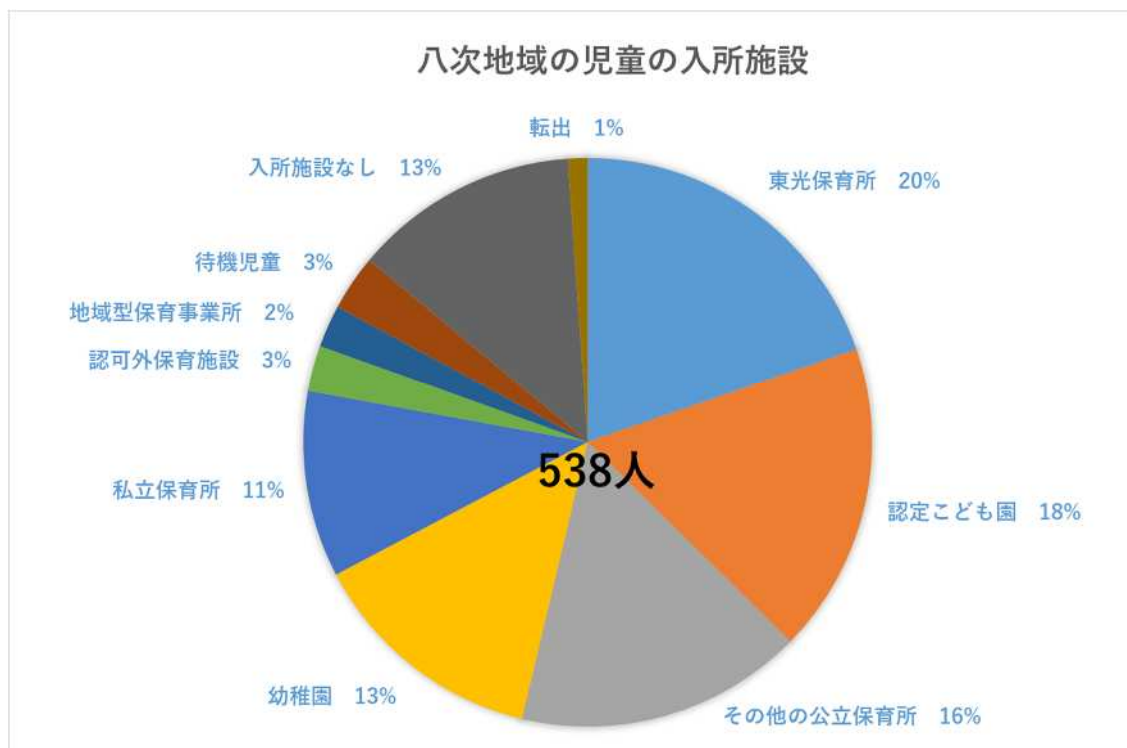
- ・ 保育所または園庭開放が可能な施設

(4) 施設定員

- ・ 現在本市には、多様な教育・保育施設があり、保護者のニーズに応じて必要な施設を選択できる環境が整っています。
- ・ 八次地域にも、複数の私立施設があります。これらの施設の入所児童（定員）を確保しつつ、（新）東光保育所の定員を定める必要があります。
- ・ 更に、今後の人口推移や待機児童の解消といった様々な要因を勘案し、定員を設定する必要があります。



※ 国立社会保障・人口問題研究所の推計（H30公表）の5歳階級別推計人口及びR3.4.1時点住民基本台帳の年齢別割合から算出しました（推計）。



※ 538人は、R3.4.1時点住民基本台帳人口に、R3.4.2以降の出生者のうち、教育・保育施設に入所中の児童数を加えたものです。

- 人口推計と令和3年度の八次地域の子どもの公立保育所への入所割合及び待機児童の割合から算出した、令和7年～令和27年の5年刻みの想定需要の平均は次のとおりとなります。

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
需要	14.6人	26.8人	29.4人	29.9人	31.0人	31.7人	163.4人

- 待機児童の解消と当面の保育需要に応えながら、今後、保育サービスの供給が過剰となった場合には、公立保育所の定員数を調整することも想定し、(新)東光保育所の施設定員を162人とします。

【施設定員内訳】

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	15人	27人	30人	30人	30人	30人	162人

(5) 実施する保育サービス

- ・ 通常保育（支援の必要な子どもの受け入れを含む）
- ・ 延長保育
- ・ 土曜午後保育
- ・ 一時預かり保育
- ・ 休日保育

(6) 今後の運営について

- ・ 引き続き、民間委託による運営を予定しています。

(7) 事業スケジュール（予定）

年度	項目
令和4年度	・ 設計プロポーザル ・ 基本設計・実施設計
令和5年度 令和6年度	・ 建設工事
令和7年度	・ 新保育所 開所